

供託を申請する際の一般的注意事項

第1 供託を申請する供託所

どこの供託所に供託をするかについては、一般的な定めはありませんが、特定の供託については、供託すべき供託所が定められている場合があります。例えば、弁済供託（民法第494条に基づく供託）については、債務履行地である市、特別区、町に供託所があるときは、その供託所に、その地に供託所がないときは、同じ都道府県内の最寄りの供託所にすることになります。弁済供託以外の個々の供託について供託すべき供託所が定まっている場合もあります。

詳しくは、最寄りの供託所にお尋ねください。

第2 供託書作成上の一般的注意事項

1 〔一般的事項〕

- (1) 供託を申請する際の申請書は、専用の用紙を使用する必要があります。申請書用紙は、最寄りの供託所に備えてあります。
- (2) 供託者は、太枠で囲まれた部分について記載してください。なお、本記載例では供託者が記載しない部分は、網掛けで表示しています。
- (3) 供託書はOCR（※）用紙となっていますので、折り曲げないでください。
- (4) 供託書に記載するときは、黒色又は青色のボールペンを使用してください。鉛筆で記載すると受理されません。文字は丁寧にはっきりと書いてください。また、供託書中、該当事項に対して○印の記載をする場合も、文字と同様にはっきりと書いてください。
- (5) 金銭その他のものの数量、年月日等を記載する場合には、「1, 2, 3, 10」等のアラビア数字を用いなければなりません。
- (6) 供託金額又は有価証券の枚数及び総額面の訂正はできません。
これ以外について訂正する場合には、その文字を二線を引いて消し、その近接箇所に正しい文字を書き、その字数を所定欄に、例えば「1字加入2字削除」のように記載しなければなりません。また、加入のみの場合や削除のみの場合も同様です。
なお、訂正又は削除をした文字は、なお読むことができるようにしておかなければなりません。
- (7) 該当欄に記載事項の全部を記載することができない場合には、備考欄に記載するか、供託所から継続用紙の交付を受け、それに記載してください。

（※）OCRとは、紙に書かれた文字を光学的に読み取る装置をいいます。

2 〔供託者の住所氏名欄の記載〕

供託者の住所及び氏名を記載します。

供託者が会社等の法人であるときは、その法人の主たる事務所（本店）の所在地、名称（商号）及び代表者の資格、氏名を記載します。代表者の住所を記載する必要はありません。

3 〔被供託者の住所氏名欄の記載〕

被供託者の住所氏名を記載するときは、住民票又は登記簿に記載されたとおり正確に記載してください（そうしないと、供託が無効となることがあります。）。

被供託者が会社等の法人であるときは、その法人の主たる事務所（本店）の所在地及び名称（商号）を記載します。代表者の記

載をする必要はありません。

第3 必要な提示書面、添付書面

- 1 会社など登記された法人が供託しようとするときは、登記所の作成した代表者の資格を証する書面（例えば登記事項証明書等）を供託官に提示してください。これ以外の法人が供託しようとするときは、関係官庁の作成した代表者の資格を証する書面を供託書に添付してください。
- 2 法人でない社団又は財団であって、代表者又は管理人の定めのあるものが供託しようとするときは、社団又は財団の定款又は寄付行為及び代表者又は管理人の資格を証する書面を供託書に添付してください。
- 3 代理人が供託しようとするときは、代理人の権限を証する書面、例えば委任状、戸籍謄本（親権者の場合）、登記事項証明書（支配人の場合）等を供託官に提示してください。
- 4 上記1、3の書面で、登記所その他の官庁又は公署の作成したもの及び2の資格を証する書面は、作成後3ヶ月以内のものでなければなりません。
- 5 登記された法人が供託をする場合において、供託所が当該法人又は支配人等の登記を取り扱う登記所と同一の法務局（東京法務局、大阪法務局及び名古屋法務局を除く。）又は地方法務局の本局、支局又は出張所の場合には、上記1、3の書面の提示に代え、「簡易確認」の方法によることができます。詳しくは、最寄りの供託所にお尋ねください。
- 6 弁済供託、弁済供託に準ずる供託の場合には、供託者が被供託者に供託通知書を送付しなければなりません。このような供託を行う際に、供託者は、供託官に対して供託通知書の発送を請求することができます。
この供託通知書の発送を請求する場合には、供託者は、被供託者の人数分の封筒を供託書に添付しなければなりません。この封筒には、宛名を記載し、郵便切手等を貼付しなければなりません。

第4 供託カード

以下の供託について、継続的に供託の申請をする必要のある供託者は、供託カードの交付の申出をすることができます。

- 1 地代・家賃の弁済供託
- 2 給料債権の差押えに係る執行供託
- 3 建物賃貸借等に基づく賃料債権の差押えに係る執行供託

供託カードの交付を受け、次回の供託時に供託書に同カードを添えて申請する場合は、供託書には「供託カード番号」、「供託者の氏名又は名称」、「代理人の氏名（代理人による供託の場合に限る。）」、「供託金の額」、「供託申請年月日」及び「供託カードの交付の申出をした際に供託書に記載した事項と同一でない事項」を記載すれば足り、供託書への記載の一部を省略することができます。

なお、最後に供託カードを利用して供託をした日から2年を経過したとき、又は供託者又は代理人の表示等に変更があったときは、交付を受けている供託カードを利用した供託をすることはできませんので、ご注意願います。